容器検査所廃止届書について手引き

１　容器検査所を廃止した場合は、都道府県知事への届出が必要です。

　　容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 容器検査所廃止届書（様式第９） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 容器検査所登録票 | １ |  |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第９（容器則第39条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 容器検査所廃止届書 | ×整　理　番　号 |  |
| ×受理年月日 | 年　　 月　　 日 |
| 名　　　　　　　　　　称 |  | |
| 容器検査所所在地 | 〒 | |
| 業務廃止年月日 |  | |
| 業務廃止の理由 |  | |

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　　　鳥 取 県 知 事　様

　 備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

　 ２　×の項は記載しないこと。